

## 百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産登録推進本部会議規約改正 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(事業) 第3条 略     (1) 世界文化遺産の登録推薦書(案)の作成及びそのために必要な事業     (2) - (4) 略</p> <p>    附 則     (施行期日) 1 略     (経過措置) 2 略     附 則     (施行期日)     この規約は、平成24年4月1日から施行する。     附 則     (施行期日)     この規約は、平成25年4月1日から施行する。     附 則     (施行期日)     この規約は、平成26年6月1日から施行する。     (施行期日)     この規約は、平成28年2月17日から施行する。</p>	<p>(事業) 第3条 略     (1) <u>世界文化遺産の登録にかかる資料等の作成及びそのために必要な事業</u>     (2) - (4) 略</p> <p>    附 則     (施行期日) 1 略     (経過措置) 2 略     附 則     (施行期日)     この規約は、平成24年4月1日から施行する。     附 則     (施行期日)     この規約は、平成25年4月1日から施行する。     附 則     (施行期日)     この規約は、平成26年6月1日から施行する。     (施行期日)     この規約は、平成28年2月17日から施行する。</p>

(施行期日)

この規約は、平成28年5月10日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成28年5月10日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規約は、平成30年1月 日から施行する。